

2024（令和6）年度 江戸川学園取手中・高等学校

教員採用試験 募集要項（求人票）

所属	江戸川学園取手中・高等学校
職種・職階	教員（専任教諭 または 常勤講師 または 非常勤講師）
募集人数	若干名
募集教科	国語科，社会科・地理歴史科・公民科（地理または公民），芸術科（美術または工芸）
職務内容	各教科の授業，教育研究および学校運営に関わる業務
応募資格	各教科の中学校教育職員免許状および高等学校教育職員免許状の両方を有する方， または令和6（2024）年3月31日までに取得見込の方
勤務予定地	〒302-0025 茨城県取手市西1丁目37番1号 江戸川学園取手中・高等学校（JR常磐線 取手駅西口より 徒歩25分 または バス5分）
勤務時間等	（1）一年単位の変形労働時間制（平均して1週間につき35時間30分以内） 通常勤務時間（平日）：午前8時10分～午後4時45分（7時間50分） 通常勤務時間（土曜）：午前8時10分～午後1時00分（4時間50分） 休憩時間（平日）：午後0時20分～午後1時05分（45分） ※但し，業務の都合により，変則勤務時間となる場合があります。 ※毎週水曜日は，原則としてノー残業デーです。 （2）超過勤務の有無：有（月平均15時間程度） （3）休日：土曜（月2日程度），日曜，国民の祝日，創立記念日（11月5日）， 茨城県民の日（11月13日），夏季休暇，冬季休暇，春季休暇， その他学校の指定する日 ※但し，授業および学校行事のある場合は，出勤日となる場合があります。 ※年間休日123日程度（2023年度実績：124日）
任期	専任教諭：任期なし（定年は60歳，65歳まで再雇用制度あり） 常勤講師・非常勤講師：2024年4月1日～2025年3月31日（1年契約） ※勤務状況により，年度ごとに契約を更新することがあります。 ※勤務状況により，専任教諭・常勤講師へ登用することがあります。
試用期間	1年（業務内容および労働条件は，本採用時と同じ）
給与	【専任教諭】 月給制（本校給与規定による），賞与あり，昇給年1回 <2023年度 実績（専任教諭）> 基本給：大学卒－198,000円 大学院（修士）修了－220,300円 大学院（博士）修了－266,700円 賞与：平均5.55ヶ月（但し，初年度夏期賞与は減額） 但し，初任給は，学歴や職務経験等に基づいて決定いたします。 その他，調整給（教職調整手当・教員特別手当・担任手当・教科研究手当），住宅手当，通勤手当等を支給します。 ※給与例については，別表をご参照ください。 ※常勤講師の給与体系は，専任教諭に準じます。

	【非常勤講師】 月給制（本校給与規定による）、賞与あり（但し、週担当授業数11コマ以上の場合のみ） <2023年度実績（非常勤講師）> 給与：26歳以上：コマ単価 3,400 円×週担当授業数×4 週間 26歳未満：コマ単価 2,900 円×週担当授業数×4 週間 賞与：平均 3.6 ヶ月（但し、初年度夏期賞与は減額） その他、通勤手当を支給します。
社会保険等	【専任教諭・常勤講師】厚生年金、私学共済（短期）、雇用保険、労災保険 【非常勤講師】労災保険、雇用保険（但し、週担当授業数が16コマ以上の場合のみ）
雇用主	学校法人江戸川学園 理事長
着任予定	令和 6（2024）年 4 月 1 日
応募締切	令和 5（2023）年 6 月 30 日（金） 郵送必着
選考方法	第1次：書類選考 第2次：専門教科に関する筆記試験 第2次選考の日程は、第1次選考を通過した方へ個別にお知らせいたします。 選考に伴う旅費等の経費は、自己負担でお願いいたします。 第3次：模擬授業、教科教員による面接試験、管理職による面接試験 第3次選考の日程は、第2次選考を通過した方へ個別にお知らせいたします。 選考に伴う旅費等の経費は、自己負担でお願いいたします。 ※選考は、応募締め切り日以降に随時実施いたします（予定）。 ※選考結果は、令和 5（2023）年 7 月 31 日（月）までに通知いたします。
応募書類	(1)履歴書（写真貼付、電話番号およびメールアドレスを記載すること） (2)成績証明書（大学院在籍または修了の方は、学部・大学院両方） (3)教育職員免許状の写し（表裏） ※取得見込の方は、取得見込証明書 (4)（既卒の方）職務経歴書 ※提出書類は返却いたしません。応募者の書類管理は適切に行います。
書類提出先	学校法人江戸川学園 江戸川学園取手中・高等学校 〒302-0025 茨城県取手市西1丁目 37 番 1 号 学校長 山本 宏之
問い合わせ先	江戸川学園取手中・高等学校 電話番号：0297-74-8771（代） メールアドレス：webmaster★e-t.ed.jp（★を@に変えてお問い合わせください） 国語科 主任：山口，副主任：荻部 社会科・地理歴史科・公民科 主任：菅野，副主任：松永 芸術科 主任：小林
特記事項	◆ 学校法人江戸川学園では、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定しています。 ◆ 江戸川学園取手中・高等学校では、次の目標を掲げ、よりよい労働環境の実現に努めています。 目標1：労働者に占める女性労働者の割合を 30%以上にする（現在は 27.3%）。 目標2：有給休暇取得率を 80%以上にする（2022 年度は約 76.6%）。

モデル賃金（2023 年度実績，大学卒 初任給）

項目			専任教諭	常勤講師	特記事項
基本給			198,000 円	191,100 円	年 1 回昇給（4 月）
諸手当	教職調整	4 %	7,920 円	7,644 円	固定残業代として支給する。
	教科研究	7 %	13,860 円	13,377 円	固定残業代として支給する。
	教員特別	定額	6,600 円	6,300 円	固定残業代として支給する。
	担任	7 %	13,860 円		担任のみ支給する。副担任は 4%。固定残業代として支給する。 常勤講師は，担任・副担任の受け持ちなし（学年付）。
	住宅	定額	27,000 円	27,000 円	世帯主の場合。非世帯主は，13,500 円とする。
	手当小計		69,240 円	54,321 円	職務手当，扶養家族手当，課外手当等の諸手当は，別途支給する。
合計			267,240 円	245,421 円	固定残業時間を超えた時間外労働，休日労働および深夜労働に 対しては，割増賃金を支給する。

自己申告書

2023年5月20日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名 学校法人 江戸川学園 江戸川学園取手中・高等学校
事業所所在地 〒302-0025 茨城県取手市西1丁目37番1号
担当責任者（役職・氏名） 学校長（法人理事） 山本 宏之



◇この自己申告書についての説明事項◇

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

※ 項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項（※1、2）違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

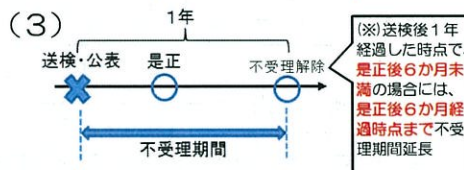
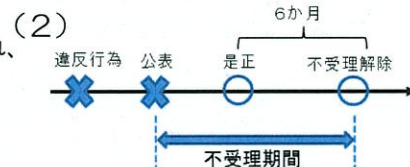
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。

- (4) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



(※1) 対象となる労働基準法の規定

内容	規定
男女同一賃金	第4条
強制労働の禁止	第5条
労働条件の明示	第15条第1項及び第3項
賃金	第24条、第37条第1項及び第4項
労働時間	第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項
休憩、休日、有給休暇	第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項
年少者の保護	第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条
妊産婦の保護	第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項

※ 労働者派遣法第44条（第4項を除く）により適用する場合を含む。

(※2) 対象となる最低賃金法の規定

内容	規定
最低賃金	第4条第1項

2. 職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法 及び育児・介護休業法関係

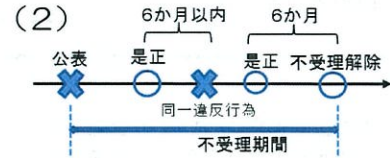
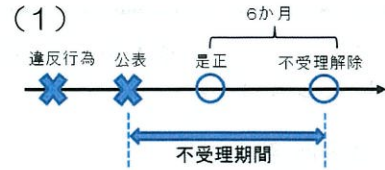
(1) 対象条項(※3、4、5、6)違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表(注1)され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

(注1) 職業安定法第48条の3第3項、労働施策総合推進法第33条第2項、男女雇用機会均等法第30条又は育児・介護休業法第56条の2の規定による公表。

(2) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ① 需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、
 ② 雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



(※3) 対象となる職業安定法の規定

内容	規定
労働条件等の明示	第5条の3第1項、第2項及び第3項
求職者等の個人情報の取扱い	第5条の4
求人の申込み時の報告	第5条の5第3項
委託募集	第36条
労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止	第39条、第40条
労働争議への不介入	第42条の3において読み替えて準用する法第20条
秘密を守る義務	第51条

(※4) 対象となる労働施策総合推進法(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)の規定

内容	規定
パワーハラスメント防止に関する雇用管理上の措置	第30条の2第1項
パワーハラスメント等を理由とする不利益取扱いの禁止	第30条の2第2項(第30条の5第2項、第30条の6第2項において準用する場合を含む。)

※ 第30条の2第1項を労働者派遣法第47条の4の規定により適用する場合を含む。

(※5) 対象となる男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)の規定

内容	規定
性別を理由とする差別の禁止	第5条、第6条、第7条
セクシュアルハラスメント、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止	第9条第1項、第2項及び第3項、第11条第2項(第11条の3第2項、第17条第2項、第18条第2項において準用する場合を含む。)
セクシュアルハラスメント等の防止に関する雇用管理上の措置	第11条第1項、第11条の3第1項
妊娠中、出産後の健康管理措置	第12条、第13条第1項

※ 労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。

(※6) 対象となる育児介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)の規定

内容	規定
育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止	第6条第1項、第10条(第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第25条第1項、第25条第2項(第52条の4第2項、第52条の5第2項において準用する場合を含む。)
所定外労働等の制限	第16条の8第1項(第16条の9第1項において準用する場合を含む)、第17条第1項(第18条第1項において準用する場合を含む。)、第19条第1項(第20条第1項において準用する場合を含む。)

※ 労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

3. その他の不受理事由

- ☐ a 暴力団員(注2)に該当する。
☐ b 法人の場合、役員の中に暴力団員がいる。
☐ c 暴力団員が自身(又は法人)の事業活動を支配している。
 (注2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。

4. その他(求人不受理のためのチェック項目ではありませんが、ご確認ください。)

職業紹介事業者は、同盟罷業(ストライキ)又は作業所閉鎖(ロックアウト)が行われている事業所に対して職業紹介を行ってはならないこととされていますので、該当する場合はチェックをお願いします。

- ☐ 事業所において、同盟罷業又は作業閉鎖が行われている。

青少年雇用情報シート（企業全体での【正社員／正社員以外】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	学校法人江戸川学園 江戸川学園取手中・高等学校	求人番号				記入日： 令和 4 年 5 月 23 日
------	-------------------------	------	--	--	--	----------------------

1 募集・採用に関する情報		企業全体の情報			【専任教諭】に関する情報		
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	前年度 12 人	2年度前 11 人	3年度前 4 人	前年度 5 人	2年度前 5 人	3年度前 2 人
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	前年度 0 人	2年度前 0 人	3年度前 0 人	前年度 0 人	2年度前 0 人	3年度前 0 人
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	前年度 11 人	2年度前 8 人	3年度前 3 人	前年度 5 人	2年度前 5 人	3年度前 2 人
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	前年度 1 人	2年度前 3 人	3年度前 1 人	前年度 0 人	2年度前 0 人	3年度前 0 人
③	平均継続勤務年数	12.0 年			11.0 年		
※	従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	歳			歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

①	研修の有無及びその内容	有・無	初任者研修や夏期教師研修など、学校業務や教科教育にかかわる研修を実施する。
②	自己啓発支援の有無及びその内容	有・無	業務に資すると認めた外部講習にかかわる参加費用の全部または一部を補填する。
③	メンター制度の有無	有・無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・無	
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	有・無	

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

企業全体の情報		【専任教諭】に関する情報	
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	12.05 時間	12.10 時間
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	12.76 日	13.00 日
③	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	女性 0 / 0 人 男性 0 / 0 人	女性 0 / 0 人 男性 0 / 0 人
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 0.0 % 管理職 14.3 %	

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

雇用保険適用事業所番号 7011705000491

青少年雇用情報シート（企業全体での【 正社員 / 正社員以外 】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	学校法人江戸川学園 江戸川学園取手中・高等学校	求人番号			記入日： 令和 4 年 5 月 23 日
------	-------------------------	------	--	--	----------------------

1 募集・採用に関する情報		企業全体の情報			【常勤講師】に関する情報		
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	前年度 12 人	2年度前 11 人	3年度前 4 人	前年度 3 人	2年度前 3 人	3年度前 2 人
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	前年度 0 人	2年度前 0 人	3年度前 0 人	前年度 0 人	2年度前 0 人	3年度前 0 人
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	前年度 11 人	2年度前 8 人	3年度前 3 人	前年度 3 人	2年度前 2 人	3年度前 1 人
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	前年度 1 人	2年度前 3 人	3年度前 1 人	前年度 0 人	2年度前 1 人	3年度前 1 人
③	平均継続勤務年数	12.0 年			0.0 年		
※	従業員の平均年齢 （参考値として、可能であれば記載してください。）	歳			歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

①	研修の有無及びその内容	有・無	初任者研修や夏期教師研修など、学校業務や教科教育にかかわる研修を実施する。
②	自己啓発支援の有無及びその内容	有・無	業務に資すると認めた外部講習にかかわる参加費用の全部または一部を補填する。
③	メンター制度の有無	有・無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・無	
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	有・無	

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

企業全体の情報		【常勤講師】に関する情報	
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	12.05 時間	10.50 時間
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	12.76 日	6.28 日
③	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	女性 0 / 0 人 男性 0 / 0 人	女性 0 / 0 人 男性 0 / 0 人
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 0.0 % 管理職 14.3 %	

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

雇用保険適用事業所番号 7011705000491